

別表第一 (第11条関係)

習熟給給料表

 : 特例号給

職級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
B		290,060	340,500		
A		290,660	342,780		
1	248,400	291,260	345,060	407,660	469,860
2	250,200	293,060	347,040	409,460	471,760
3	252,000	294,860	349,020	411,260	473,660
4	253,800	296,660	351,000	413,060	475,560
5	255,600	298,460	352,980	414,860	477,460
6	257,400	300,260	354,960	416,660	479,360
7	259,200	302,060	356,940	418,460	481,260
8	261,000	303,860	358,920	420,260	483,160
9	262,800	305,660	360,900	422,060	485,060
10	264,600	307,460	362,880	423,860	486,960
11	266,400	309,260	364,860	425,660	488,860
12	268,200	311,060	366,840	427,460	490,760
13	270,000	312,860	368,820	429,260	492,660
14	271,800	314,660	370,800	431,060	494,560
15	273,600	316,460	372,780	432,860	496,460
16	275,400	318,260	374,760	434,660	498,360
17	277,200	320,060	376,740	436,460	500,260
18	279,000	322,040	378,720	438,260	502,160
19	280,800	324,020	380,700	440,060	504,060
20	282,600	326,000	382,680	441,860	505,960
21	284,400	327,980	384,660	443,660	507,860
22	286,100	329,960	386,640	445,560	509,760
23	287,800	331,940	388,620	447,460	511,660
24	289,500	333,920	390,600	449,360	513,560
25	291,200	335,900	392,580	451,260	515,460
26	292,900	337,880	394,560	453,160	517,360
27	294,600	339,860	396,540	455,060	519,260
28	296,300	341,840	398,520	456,960	521,160
29	298,000	343,820	400,500	458,860	523,060
30	299,700	345,800	402,480	460,760	524,960
31	301,400	347,780	404,460	462,660	526,860
32	303,100	349,760	406,440	464,560	528,760
33	304,800	351,740	408,420	466,460	530,660
34	306,000	353,180	409,860	467,840	533,640
35	307,200	354,620	411,300	469,220	535,620
36	308,400	356,060	412,740	470,600	537,600
37	309,600	357,500	414,180	471,980	539,580
38	310,800	358,940	415,620	473,360	541,560
39	312,000	360,380	417,060	474,740	543,540
40	313,200	361,820	418,500	476,120	545,520
41	314,400	363,260	419,940	477,500	547,500
42	315,590	364,700	421,380	479,070	549,480
43	316,780	366,140	422,820	480,640	551,460
44	317,970	367,580	424,260	482,210	553,440

45	319,160	369,020	425,700	483,780
46	320,350	370,460	427,140	485,350
47	321,540	371,900	428,580	486,920
48	322,730	373,340	430,020	488,490
49	323,920	374,780	431,460	490,060
50	324,470	375,480	432,160	490,960
51	325,020	376,180	432,860	491,860
52	325,570	376,880	433,560	492,760
53	326,120	377,580	434,260	493,660
54	326,670	378,280	434,960	494,560
55	327,220	378,980	435,660	495,460
56	327,770	379,680	436,360	496,360
57	328,320	380,380	437,060	497,260
58	328,870	381,080	437,860	498,160
59	329,420	381,780	438,660	499,060
60	329,970	382,480	439,460	499,960
61	330,520	383,180	440,260	500,860
62	331,070	383,880	441,060	501,760
63	331,620	384,580	441,860	502,660
64	332,170	385,280	442,660	503,560
65	332,720	385,980	443,460	504,460
66	333,270	386,680	444,260	505,360
67	333,820	387,380	445,060	506,260
68	334,370	388,180	445,860	507,160
69	334,920	388,980	446,660	508,060
70	335,470	389,780	447,460	508,960
71	336,020	390,580	448,260	509,860
72	336,570	391,380	449,060	510,760
73	337,120	392,180	449,860	
74	337,670	392,980	450,660	
75	338,220	393,780	451,460	
76	338,770	394,580	452,260	
77	339,320	395,380	453,060	
78	339,870	396,180	453,860	
79	340,420	396,980	454,860	
80	340,970	397,780	455,860	
81	341,520	398,580	456,860	
82	342,070	399,380	457,860	
83	342,620	400,180	458,860	
84	343,170	400,980	459,860	
85	343,720	401,780	460,860	
86	344,270	402,580	461,860	
87	344,820	403,380		
88	345,370	404,180		
89	345,920			
90	346,470			
91	347,020			
92	347,570			
93	348,120			
94	348,670			
95	349,220			
96	349,770			
97	349,920			
98	350,070			

99	350,220
100	350,370
101	350,520
102	350,670
103	350,820
104	350,970
105	351,120
106	351,270
107	351,420
108	351,570
109	351,720
110	351,870
111	352,020
112	352,170
113	352,320
114	352,470
115	352,620
116	352,770
117	352,920
118	353,070
119	353,220
120	353,370
121	353,520
122	353,770
123	354,020
124	354,270
125	354,520
126	354,770
127	355,020
128	355,270
129	355,520
130	355,770
131	356,020
132	356,270
133	356,520
134	356,770
135	357,020
136	357,270
137	357,720
138	358,170
139	358,620
140	359,070
141	359,520
142	359,970
143	360,420
144	360,870
145	361,320
146	361,770
147	362,220

別表第二 (第11条関係)

1 資格給給料表

職 級	資格給 (本則)	経過措置期間中の資格給 (暫定額)				
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
1	0	0	0	0	0	0
2	40,000	30,000	32,000	34,000	36,000	38,000
3	60,000	39,000	43,200	47,400	51,600	55,800
4	85,000	49,000	56,200	63,400	70,600	77,800
5	100,000	54,000	63,200	72,400	81,600	90,800

2 資格給給料表

職 級	資格給(特定日以降)
1	0
2	28,000
3	42,000
4	59,500
5	70,000

別表第三（第12条関係）

初任給

1 研究員

採用区分	初任給
主事	習熟給 1－1 (248,400円)
副主任	習熟給 2－6 (300,260円)
主任以上	別途 理事長が定める

2 事務員

採用区分	初任給
主事	習熟給 1－1 (248,400円)
副主任	習熟給 2－6 (300,260円)
係長以上	別途 理事長が定める

経験年数換算表

経歴の種類	職務の種類※	換算率 (割)	備 考
官公庁 国家公務員、地方公務員、政府関係機関等 での在職期間	同 種	10	在学年数は、正規の就 学年数の範囲内とす る。
	異 種	8	
民間 民間企業等での在職期間	同 種	10	
	異 種	8	
学校 学校又は学校に準ずる教育機関における在 学期間 (大学院修士課程、博士課程など)	産技研の業務と関 連する科目	10	
	その他	8	

(※は、職員としての職務と、採用前の職務との種類が同種か異種か判断する)

別表第四 (第16条関係)

昇給

1 管理職(4級職、5級職)

昇給幅	前年度末年齢 55歳未満の者	8号	6号	5号	4号	3号	2号	昇給なし
	前年度末年齢 55歳以上の者	5号	3号	2号	1号	昇給なし		
業 績 評 価		A	B	B-	C	C-	D	E
付 与 率		5%		20%	65%	10%		

2 一般職(1～3級職)

昇給幅	前年度末年齢 55歳未満の者	8号	6号	5号	4号	3号	2号	昇給なし
	前年度末年齢 55歳以上の者	5号	3号	2号	1号	昇給なし		
業 績 評 価		A	B	B-	C	C-	D	E
付 与 率		5%以内	10%	20%	65%	5%		

(注)管理職、一般職とも欠勤等があった場合は、4号給以下の昇給幅とする。

別表第五 (第18条関係)

職責手当

職級	役 職	種別	職責手当
4 級	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター部長等及び課長等の職の指定に関する規程（以下「職の指定に関する規程」という。）第3条第1項第四号に該当する者	第Ⅳ種	70,000
	職の指定に関する規程第3条第1項第三号に該当する者	第Ⅲ種	90,000
	職の指定に関する規程第3条第1項第二号に該当する者	第Ⅱ種	110,000
	職の指定に関する規程第3条第1項第一号に該当する者	第Ⅰ種	130,000
5 級	職の指定に関する規程第2条第1項第三号に該当する者	第Ⅲ種	140,000
	職の指定に関する規程第2条第1項第二号に該当する者	第Ⅱ種	160,000
	職の指定に関する規程第2条第1項第一号に該当する者	第Ⅰ種	170,000

(注)職責手当の月額は、特定日以降、別表第五に掲げる額に70/100を乗じて得た額とする。

別表第六 (第30条関係)

通勤手当関連

支給月数	通用期間の定期券の組み合わせ
6	6 ヶ月
5	3 ヶ月、1 ヶ月、1 ヶ月
4	3 ヶ月、1 ヶ月
3	3 ヶ月
2	1 ヶ月、1 ヶ月
1	1 ヶ月

- (注) 1 定期券の組み合わせについては上記の順で計算する。
- 2 通用期間6ヶ月の定期券が発行されていない交通機関については、
「6 ヶ月」は「3 ヶ月、3 ヶ月」と読み替える。
- 3 通用期間3ヶ月の定期券が発行されていない交通機関については、
「3 ヶ月」は「1 ヶ月、1 ヶ月、1 ヶ月」と読み替える。

別表第七 (第30条関係)

通勤手当関連

職員の区分 自転車等の片道の使用距離の区分	1 2及び3以外の職員	2 通勤不便な就業の場所に勤務する職員で理事長が認めるもの	3 身体に障害を有する職員で通勤が困難であると認められるもの
5 km未満	2,600円	3,500円	3,900円
5 km以上 10 km未満	3,000円	4,700円	5,300円
10 km以上 15 km未満	5,000円	7,100円	8,100円
15 km以上 20 km未満	7,000円	9,500円	10,900円
20 km以上 25 km未満	9,000円	11,900円	13,700円
25 km以上 30 km未満	11,000円	14,300円	16,500円
30 km以上 35 km未満	11,000円	15,600円	19,300円
35 km以上 40 km未満	13,000円	18,000円	22,100円
40 km以上	13,000円	20,400円	24,900円

別表第八 (第43条関係)

単身赴任手当の加算額

交通距離の区分	加算額
100km以上200km未満	4,500円
200km以上300km未満	7,500円
300km以上	10,500円

別表第九（第48条関係）

特殊勤務手当

手 当 の 種 類	手当の額	条 件
放射線研究従事者	日額 420円	放射線同位元素を取り扱う場所等において、研究に従事した職員
放射線衛生管理操作監視	日額 320円	放射線同位元素を取り扱う場所等において、職務上随時立ち入り、衛生管理等に従事した職員
X線操作等	日額 440円	X線の操作業務に従事した職員
有害物取扱	日額 200円	特定化学物質等を試験、研究、検査等の作業に従事した職員

（注）育児短時間勤務をする場合の特殊勤務手当の月額は、手当の額に、その職員の1週間当たりの勤務時間数を職員就業規則第17条の規定で定める1週間あたりの所定労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

別表第十 (第51条関係)

管理職員特別勤務手当

職級	支給額		
	第1項及び第3項に規定する場合		第2項に規定する場合
	勤務時間6時間以下	勤務時間6時間超	
4級	10, 000	15, 000	5, 000
5級	12, 000	18, 000	6, 000

(注) 管理職員特別勤務手当の額は、特定日以降、別表第十に掲げる額に70/100を乗じて得た額とする。

別表第十一（第52条、第54条関係）

支給時期	種別	支給率		合計
		期末手当	勤勉手当	
6月期	管理職	0.925	1.50	2.425
	一般職	1.425	1.00	2.425
12月期	管理職	0.925	1.50	2.425
	一般職	1.425	1.00	2.425
合計	管理職	1.85	3.00	4.85
	一般職	2.85	2.00	4.85

別表第十二 (第52条関係)

期末手当の支給割合

(1) 支給割合の求め方

期末手当の支給期間*において職員給与規程の適用を受ける職員（任期付職員給与規程の適用を受ける職員から職員給与規程の適用を受ける職員に切替になった職員を含む。以下同じ。）として在職した期間から除算事由の期間を除いたものをもって、在職期間を算定し、これに応じた日数により支給割合を定める。

*支給期間 6月支給分：前年12月2日から当年6月1日まで
12月支給分：当年6月2日から当年12月1日まで

在職期間 基準日が6月1日、 12月1日の場合	支給割合
150日以上	10割
135日以上150日未満	9割
120日以上135日未満	8割
105日以上120日未満	7割
90日以上105日未満	6割
60日以上90日未満	5割
30日以上60日未満	3割
1日以上30日未満	1割
0日	0割

(2) 在職期間

在職期間は、支給期間において、職員給与規程の適用を受ける職員として在職した期間（勤務を要しない日を含む。）について日を単位として計算する。

在職期間の算定にあたっては、在職期間（日数）から次に定める除算期間（日数）を除算する。

①除算期間

【日を単位とするもの】

- ア 停職、専従休職、無給職免、無届欠勤及び私事欠勤の全期間
- イ 休職期間（病気休職、刑事休職など）の5割の期間
- ウ 育児休業、出生時育児休業、介護休業の5割の期間
- エ 病気休暇の期間の2割の期間
- オ 配偶者同行休業の5割の期間
- カ 育児短時間勤務で短縮された勤務時間の短縮分の5割の期間

【日の一部（時間）を単位とするもの】

除算事由	換算割合	除算期間
無届欠勤	1回につき1／3日	10割
私事欠勤（遅参、早退等）	1回につき1／3日	2割
病気休暇	1回につき1／3日	2割
介護休業、部分休業	8時間につき1日	5割

②除算期間の算定

- ア 育児休業が1か月以下の場合（当該育児休業期間が2以上ある場合は、合算した期間）は、その全部を算入しない。
- イ 出生時育児休業が1か月以下の場合（当該出生時育児休業期間が2以上ある場合は、合算した期間）は、その全部を算入しない。
- ウ アの育児休業及びイの出生時育児休業の期間は合算しない。また、育児休業及び出生時育児休業に係る1か月の期間の計算において、1か月に満たない期間が2以上ある場合は、日を単位として合算し、30日につき1か月として換算する。

別表第十三 (第54条関係)

勤勉手当の査定率

業績評価	査定率
A	1.20
B	1.10
B-	1.04
C	0.98
C-	0.90
D	0.80
E	0.00

別表第十四 (第54条関係)

勤勉手当の支給割合

(1) 期間率

勤勉手当の支給期間*における勤務期間に応じ、次のとおり期間率を定める。

*支給期間 6月支給分：前年12月2日から当年6月1日まで

12月支給分：当年6月2日から当年12月1日まで

勤務期間	支給割合
175日以上	10割
165日以上 175日未満	9割5分
155日以上 165日未満	9割
140日以上 155日未満	8割
120日以上 140日未満	7割
100日以上 120日未満	6割
80日以上 100日未満	5割
60日以上 80日未満	4割
40日以上 60日未満	3割
20日以上 40日未満	2割
1日以上 20日未満	1割
0日	0割

(2) 勤務期間

勤務期間は、支払期間において、職員給与規程の適用を受ける職員（任期付職員給与規程の適用を受ける職員から職員給与規程の適用を受ける職員に切替になった職員を含む。）として在籍した期間（週休日を含む。）について、日を単位として計算する。

勤務期間の算定にあたっては、勤務期間（日数）から次に定める除算期間（日数）を除算する。

①除算期間

【日を単位とするもの】

停職、専従休職、配偶者同行休業、育児休業、出生時育児休業、無給職免、結核休養、休職（病気休職、刑事休職など）、病気休暇、介護休業（30日未満を除く）、無届欠勤、私事欠勤、生理休暇（給与の減額が免除されなかった期間）、育児短時間勤務で短縮された勤務時間に相当する期間の全期間。

なお、支給期間において短期病休（引き続く7日以上にわたらない病気休暇（理事長が別に定める事由に該当するものを除く。）のある月数が3以上ある場合は、短期病休1日を2日とみなして計算する。

【日の一部（時間）を単位とするもの】

除算事由	換算割合	除算期間
4時間以下の場合 無届欠勤、私事欠勤（遅参、早退等）、 病気休暇、無給職免	1回につき1／3日	10割
4時間を超える場合 無届欠勤、私事欠勤（遅参、早退等）、 病気休暇、無給職免	1回につき1／2日	10割
育児部分休業、 介護短時間勤務（30日未満を除く）	8時間につき1日	10割

②除算期間の算定

- ア 停職、専従休職または休職の発令期間中にある週休日及び休日（以下「週休日等」という。）は、当該期間に算入する。
- イ 育児休業または無給職免の承認を受けた期間中にある週休日等は、当該期間に算入する。
- ウ 無給職免で他団体に派遣された期間中における週休日等は、当該期間に算入する。
- エ 結核休養の取扱いを受けた期間中における週休日等は、当該期間に算入する。
- オ 無届欠勤、私事欠勤、介護休業または病気休暇が引き続く場合、その間の週休日等は、欠勤の期間に算入し年次休暇等の日は算入しない。
- カ 育児休業が1か月以下の場合（当該育児休業期間が2以上ある場合は、合算した期間）は、その全部を算入しない。
- キ 出生時育児休業が1か月以下の場合（当該出生時育児休業期間が2以上ある場合は、合算した期間）は、その全部を算入しない。
- ク カの育児休業及びキの出生時育児休業の期間は合算しない。また、育児休業及び出生時育児休業に係る1か月の期間の計算において、1か月に満たない期間が2以上ある場合は、日を単位として合算し、30日につき1か月として換算する。
- ケ 部分休業及び介護短時間勤務により勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった期間を算入する。
- コ 介護休業により勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間を算入する。
- サ 育児短時間勤務職員等として在職した期間中における週休日等は、当該期間に算入する。

(3) 私事欠勤等の場合の支給割合

支給期間において、次の事項に該当する場合は、期間率に支給率を乗じて得た支給割合に百分の百からそれぞれに該当する率を減じて得たものを乗じてえた割合をもってその者の支給割合とする。

	減額事由	一般職の 減額率	減額事由	管理職の 減額率
私事欠勤等の 日数	8日以上	100/100		
	7日	80/100		
	5日、 6日	60/100	5日以上	100/100
	4日	40/100	4日	60/100
	3日	20/100	3日	30/100
	2日	10/100	2日	20/100
懲戒処分	停職1回につき	50/100	停職1回につき	75/100
	減給1回につき	35/100	減給1回につき	50/100
	戒告1回につき	20/100	戒告1回につき	25/100